市川町社会福祉協議会相談支援事業所

重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第７６条による福祉サービスの利用に関する説明及び第７７条の契約時における書面の交付等について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第５条の規定に基づき、本事業所の概要や提供するサービスの内容その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項をサービス利用希望者に対して説明するものです。

◇ ◆　目次　◆ ◇

１．事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２．事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３．事業所の職員体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
４．職員の職務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
５．事業所の営業日及び営業時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
６．通常の実施地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
７．指定計画相談支援の提供方法及び内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
８．利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
９．サービス提供の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
10．苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
11．虐待の防止のための措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
12．緊急の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
別紙　個人情報使用同意書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

市川町社会福祉協議会相談支援事業所

当事業所は特定相談支援事業者の指定を受けています

（市川町指定　第２８３３４１００５９号）

１．事業者

事業者の名称	社会福祉法人　市川町社会福祉協議会
法人所在地	兵庫県神崎郡市川町甘地３２３－１
代表者氏名	会長　　前　川　　好　文
電話番号・FAX 番号	電話 ０７９０-２６-１９８８　FAX ０７９０-２６-１９８０

２．事業所の概要

事業所の名称	市川町社会福祉協議会相談支援事業所
事業所の所在地	兵庫県神崎郡市川町甘地３２３－１
電話番号 FAX 番号	電話 ０７９０-２６-１９８８　FAX ０７９０-２６-１９８０
メールアドレス	ichi-syakyou@mx2.wt.tiki.ne.jp
管理者氏名	青　田　真　吾
事業の目的・運営方針	（１）指定計画相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 （２）指定計画相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。 （３）町及び事業所との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、民間相談支援事業所の設立・運営に対する支援等を行います。 （４）関係法令等を遵守します。
開設年月日	平成２６年１２月１日

３．事業所の職員体制

職種	職員配置	常勤・非常勤	備考
管理者	１名	常勤１名	兼務
相談支援専門員	２名	常勤２名	兼務

４．職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	【基本相談支援】障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、町や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 【サービス等利用計画の作成】障害福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画の作成を行います。 【モニタリング】支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

５．事業所の営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日（祝祭日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
営業時間、サービス提供時間	午前８時３０分から午後５時１５分

６．通常の実施地域　　市川町

７．指定計画相談支援の提供方法及び内容

（１）サービス等利用計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

↓

把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画の原案を作成し、利用者に交付します。

↓

支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

↓

担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、サービス等利用計画を完成し、利用者及び福祉サービス等の担当者に交付します。

（２）サービス等利用計画のモニタリングを実施します。

計画の実施状況の把握及び計画の変更等	利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

８．利用料金

相談支援利用料	事業者が法律の規定に基づいてサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

９．サービス提供の記録

本事業所では、指定計画相談支援の提供に関する記録を整備し、契約の終了日から2年間保存しております。また、利用者が他の相談支援事業所の利用を希望する場合、その他申出があった場合には、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

【本事業所にて保存している記録】
- 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- 個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳
  - サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
  - アセスメントの記録
  - サービス担当者会議等の記録
  - モニタリングの結果の記録
- 関係機関からの情報提供に関する資料
- 契約書
- 重要事項説明書
- 利用者負担に関する関係書類
- 利用者に関する町への通知に係る記録
- 利用者からの苦情の内容等の記録
- 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

10.ハラスメント行為等の禁止について

ハラスメント行為等を防止し、円滑なサービス提供を行うため、契約書第１４条第１項第（１）号の遵守をお願いいたします。お守りいただけず、円滑なサービス提供に支障が生じる場合は契約を解除することがあります。なお、同号ウ～オの例を下記に例示しますのでご確認ください。

（１）身体的暴力（身体的な力を使い危害を及ぼす行為）
※職員が回避したため危害を免れたケースを含みます
例：・コップを投げる
・蹴る
・手のひらを払いのける
・たたく
・手をひっかく
・つねる
・首を絞める
・唾を吐く
・服を引きちぎる

（２）精神的暴力（個人の尊厳や人格を否定する言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為）
例：・大声を発する
・怒鳴る
・気に入っている職員以外に批判的な言動をする

・威圧的な態度で苦情を言い続ける
・刃物を胸元からちらつかせる
・家族が利用者の発言を鵜呑みにし理不尽な要求をする

（３）セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

例：・必要もなく手や腕をさわる
・抱きしめる
・裸の写真を見せる
・業務中あからさまに性的な話をする
・卑猥な言動を繰り返す
・サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる
・業務中の職員の衣服に手を入れる

11. 苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

〇苦情受付担当者　　青　田　真　吾（市川町社会福祉協議会職員）
電話　０７９０－２６－１９８８

（２）行政機関その他苦情受付機関

市川町役場健康福祉課	神崎郡市川町西川辺１６５－３ 電話　０７９０－２６－１０１３
兵庫県福祉サービス運営適正化委員会	神戸市中央区坂口通２－１－１ 電話　０７８－２４２－６８６８

12. 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

（１）虐待の防止に関する責任者の選定　【虐待防止責任者】管理者　青田真吾
（２）成年後見制度の利用支援
（３）苦情解決体制の整備
（４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

13. 緊急の連絡先

緊急時に必要な処置を講じる場合は、下記のご家族様等へ速やかにご連絡します。

氏名	
住所	
電話番号	（自宅） （携帯）
続柄等	

令和　　年　　月　　日

指定計画相談支援の提供にあたり、本書面により、重要な事項の説明を行いました。

事業者　　市川町社会福祉協議会相談支援事業所
神崎郡市川町甘地３２３－１

説明者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者　氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代理人）氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

続　柄　＿＿＿＿＿＿

（別紙）

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

記

１．使用する目的

事業者が、指定計画相談支援の提供にあたり、障害福祉サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

２．使用にあたっての条件

個人情報の提供は、１．に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

３．個人情報の内容

・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。

・認定調査票、主治医意見書、障害程度区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）

・その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が　識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和　　年　　月　　日

市川町社会福祉協議会相談支援事業所　様

利用者　　氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代理人）　氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

続　柄　＿＿＿＿＿＿＿＿